

「神奈川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則」の概要

1 改正の理由

近年、技術の進歩により、投影広告物（プロジェクションマッピング）や電光表示装置（デジタルサイネージ）などの新たな広告手法が開発され、その活用ニーズも高まってきており、まちの活性化や都市の魅力向上につながることを期待されている。

しかし、現行の神奈川県屋外広告物条例施行規則では、それらの新しい手法に十分対応できていないため、同規則を改正し、投影広告物及び電光表示装置の規定整備を行う。

2 改正内容

別表第2に投影広告物（壁面に光を投影して表示するもの）の許可基準を新たに追加するとともに、投影広告物や電光表示装置が周辺環境に与える影響を鑑み、自然系許可地域、住居系許可地域及び広告景観形成地区においては、当該広告物の表示又は設置を禁止する。

※ 電光表示装置の許可基準については、従前どおり別表第2の「広告塔及び広告板」の基準を適用する。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 経過措置

施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。